

資料 2 .

令和 4 年度の実施状況のフォローアップ

令和4年度の実施状況のフォローアップ

アンケート結果

○ 市町が実施する29項目のうち、14項目については各市町ともに実施済の状況である。

分類	No.	取組の主な内容	
①全ての市町で実施済の取組項目	7	避難勧告等の発令基準の設定	14項目
	8	避難勧告等の発令基準の周知(HPでの公開等)	
	9	避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・更新	
	10	タイムラインの作成・更新支援	
	18	避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知	
	22	小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	
	23	水災害意識啓発の広報	
	24	共助の仕組みの強化	
	25	同報系防災行政無線等の整備	
	26	避難行動の判断に必要な河川水位に関する情報提供(必要箇所の拡大、大和川水位情報提供サイトのリンク貼付等)	
	34	水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施	
	35	水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	
36	関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む)		
②一部の市町で実施が遅れている取組項目(50%の市町村で達成)	11	タイムラインに基づく訓練の実施	5項目
	17	まるとまちごとハザードマップの整備・更新・周知(訓練への活用)	
	32	土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	
	37	浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備(自家発電装置等の耐水化など)	
	45	排水設備の耐水化の強化	
③進捗が遅れている項目	6	重要インフラの機能確保	10項目
	12	多機関連携型タイムラインの拡充	
	15	広域避難に向けた調整及び検討	
	16	広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知	
	19	応急的な退避場所の確保	
	20	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	
	21	要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援(水防法第15条で義務化)	
	43	大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討	
	44	排水に関する訓練の実施	
	46	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく大和川下流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針
アンケート調査(令和4年12月末時点での進捗状況)

○:実施予定、●:実施済み、▲:実施中、—:対象なし 赤字:令和4年12月末時点での更新

○目標を達成するための具体的な取り組み

具体的な取組の柱	事項	No.	主な内容	課題の整理記号	目標時期	取組機関																														
						大阪市	堺市	八尾市	松原市	柏原市	羽曳野市	藤井寺市	東大阪市	大府	鉄道株式会社	西日本旅客株式会社	近畿日本鉄道株式会社	電気軌道株式会社	大阪市高速	南海電気鉄道株式会社	阪神電気鉄道株式会社	阪堺電気軌道株式会社	国	近畿地整	水防事務組合	大和川右岸										
洪水を河川内で安全に流す対策																																				
■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項	1	①遠里小野地区の堤防整備	V	令和7年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-															
	2	②長吉川辺地区の侵食対策	V	実施済み	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-															
	3	③太田地区の侵食対策	V	実施済み	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-															
	4	④国分市場地区の堤防整備	V	実施済み	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-															
	5	土砂・洪水氾濫への対策(緊急行動計画改定により追加)	-	対象なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
	6	重要インフラの機能確保(緊急行動計画改定により追加)	-	令和7年度	●	▲	-	●	○	○	○	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
1. (避難)広範囲の浸水に対して迅速、的確かつ主体的な広域避難行動のための取り組み																																				
■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項	7	避難指示等の発令基準の設定	B	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
	8	避難指示等の発令基準の周知(HPでの公開等)	B	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
	9	避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新	C	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
	10	タイムラインの作成・更新支援	C	実施済み 今後フォローアップ	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	●	●	-														
	11	タイムラインに基づく訓練の実施	CI GM	令和7年度	●	●	▲	●	●	▲	●	-	○	-	-	-	-	-	-	●	●	-														
	12	多機関連携型タイムラインの拡充(緊急行動計画改定により追加)	-	令和7年度	▲	●	●	○	○	○	○	●	▲	○	○	○	○	○	○	●	▲	-														
■ハザードマップの作成・周知等に関する事項	13	想定最大外力を対象とした浸水想定区域図の策定・公表(5/31公表)(水防法第14条で義務化)	A	実施済み 今後フォローアップ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-															
	14	想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表	A	実施済み 今後フォローアップ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-														
	15	広域避難に向けた調整及び検討	E	令和7年度	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
	16	広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知	D E I	令和7年度	○	○	○	○	○	○	○	▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
	17	まるごとまちごとハザードマップの整備・更新・周知(訓練への活用)	K	令和7年度	●	○	●	●	●	○	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-														
	18	避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知	D	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
	19	応急的な退避場所の確保(緊急行動計画改定により追加)	-	令和7年度	●	▲	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
■防災教育や防災知識の普及に関する事項	20	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進(緊急行動計画改定により追加)	-	令和7年度	●	●	○	○	○	○	▲	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
	21	要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援(水防法第15条で義務化)	G H	令和4年度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-														
	22	小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	AF BH CJ I	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	●	●	-														
	23	水災害意識啓発の広報	AH BL	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	●	●	-														
	24	共助の仕組みの強化(緊急行動計画改定により追加)	-	令和7年度	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														

○:実施予定、●:実施済み、▲:実施中、—:対象なし 赤字:令和4年12月末時点での更新

○目標を達成するための具体的な取り組み

具体的な取組の柱		No.	主な内容	課題の整理記号	目標時期	取組機関															
事項	具体的取組					大阪市	堺市	八尾市	松原市	柏原市	羽曳野市	藤井寺市	東大阪市	大阪府	大阪府 鉄道株式会社	西日本旅客 鉄道株式会社	近畿日本 鉄道株式 会社	大気軌道 株式会社	南海電気 鉄道株式 会社	阪神電気 鉄道株式 会社	阪堺電気 軌道株式 会社
1. (避難)広範囲の浸水に対して迅速、的確かつ主体的な広域避難行動のための取り組み																					
■避難行動のためのリアルタイム情報発信等に関する事項	25	同報系防災行政無線等の整備	F	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	26	避難行動の判断に必要な河川水位に関する情報提供(必要箇所の拡大、大和川水位情報提供サイトのリンク貼付等)	S	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	27	メール情報配信システムの構築、利用登録促進	F	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	28	スマートフォン等を活用したリアルタイムの情報提供ならびにプッシュ型情報発信のための整備	F	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	29	洪水予報文の改良と運用	C F	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	30	危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理(緊急行動計画改定により追加)	—	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	31	洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊急行動計画改定により追加)	—	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	32	土砂災害警戒情報を補足する情報の提供(緊急行動計画改定により追加)	—	令和7年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
33	簡易水位計、量水標、CCTVカメラの設置	S	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2. (防ぐ)一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み																					
■水防活動の強化に関する事項	34	水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施	O P Q	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	35	水防団員や消防団員・水防協力団体の募集、指定を促進	R	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	36	関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む)	O P Q	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	37	浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備(自家発電装置等の耐水化など)	M	令和7年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項	38	重要水防箇所の情報共有と関係市等との共同点検の実施	O	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
■防災気象情報の改善に関する事項	39	メッシュ情報の充実(さまざまな地理情報との重ね合わせ等)・利用の促進	F	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	40	警報等における危険度を色分け表示(分かりやすい表示)	F	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
■危機管理型ハード対策に関する事項	41	堤防天端の保護	V	実施済み 今後フォローアップ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	42	裏法尻の補強	V	令和7年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3. (回復)氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする水害に強い都市の再構築のための取り組み																					
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項	43	大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討	T U	令和7年度	▲	▲	○	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	44	排水に関する訓練の実施	T	令和7年度	○	○	○	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	45	排水設備の耐水性の強化(緊急行動計画改定により追加)	—	令和7年度	▲	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	46	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	N	令和7年度	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく大和川下流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針アンケート調査(令和4年12月末時点での進捗状況)

○目標を達成するための具体的な取り組み

具体的な取組の柱	主な内容	取組進捗における課題	各取組項目の進捗状況	
事項	No.		実施済の取組機関数/取組機関数	
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ■: 全ての機関で実施済 ■: 80~100%未満の機関で実施済 ■: 50~80%未満の機関で実施済 ■: 20~50%未満の機関で実施済 ■: 0~20%未満の機関で実施済 			
洪水を河川内で安全に流す対策				
■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項	1	①遠里小野地区の堤防整備	・予算確保により実施	0 / 1
	2	②長吉川辺地区の侵食対策	-	1 / 1
	3	③太田地区の侵食対策	-	1 / 1
	4	④国分市場地区の堤防整備	-	1 / 1
	6	重要インフラの機能確保	・必要はあるが、予算が不足	3 / 7
	1. (避難) 広範囲の浸水に対して迅速、的確かつ主体的な広域避難行動のための取り組み			
■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に 関する事項	7	避難指示等の発令基準の設定	-	8 / 8
	8	避難指示等の発令基準の周知(HPでの公開等)	-	7 / 7
	9	避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新	-	8 / 8
	10	タイムラインの作成・更新支援	-	3 / 3
	11	タイムラインに基づく訓練の実施	-	7 / 10
■ハザードマップの作成・周知 等に関する事項	12	多機関連携型タイムラインの拡充	・必要はあるが、人員が不足 ・ノウハウ(専門的な知見、技術)が不足 ・必要はあるが、予算が不足 ・単独では進捗できない内容であり、他機関との調整が必要	4 / 17
	13	想定最大外力を対象とした浸水想定区域図の策定・公表(5/31公表) (水防法第14条で義務化)	-	1 / 1
	14	想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表	-	1 / 1
	15	広域避難に向けた調整及び検討	・ノウハウ(専門的な知見、技術)が不足 ・単独では進捗できない内容であり、他機関との調整が必要	1 / 8
	16	広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知	・単独では進捗できない内容であり、他機関との調整が必要	0 / 6
	17	まるとまちごとハザードマップの整備・更新・周知(訓練への活用)	・必要はあるが、人員が不足 ・単独では進捗できない内容であり、他機関との調整が必要	6 / 8
	18	避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知	-	8 / 8
■防災教育や防災知識の 普及に関する事項	19	応急的な退避場所の確保	・必要はあるが、人員が不足 ・必要はあるが、予算が不足 ・単独では進捗できない内容であり、他機関との調整が必要	1 / 6
	20	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・必要はあるが、人員が不足 ・ノウハウ(専門的な知見、技術)が不足 ・必要はあるが、予算が不足 ・単独では進捗できない内容であり、他機関との調整が必要	2 / 8
	21	要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援 (水防法第15条で義務化)	・ノウハウ(専門的な知見、技術)が不足 ・福祉部局と啓発や支援等について調整中	3 / 11
	22	小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	-	11 / 11
■避難行動のための リアルタイム情報発信等 に関する事項	23	水災害意識啓発の広報	-	11 / 11
	24	共助の仕組みの強化	・必要はあるが、人員が不足 ・ノウハウ(専門的な知見、技術)が不足	8 / 8
	25	同報系防災行政無線等の整備	-	8 / 8
	26	避難行動の判断に必要な河川水位に関する情報提供(必要箇所の拡大、 大和川水位情報提供サイトのリンク貼付等)	-	11 / 11
	27	メール情報配信システムの構築、利用登録促進	-	1 / 1
	28	スマートフォン等を活用したリアルタイムの情報提供ならびにプッシュ 型情報発信のための整備	-	1 / 1
	29	洪水予報文の改良と運用	-	2 / 2
	30	危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	-	2 / 2
	31	洪水予測や河川水位の状況に関する解説	-	1 / 1
	32	土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	-	5 / 6
	33	簡易水位計、量水標、CCTVカメラの設置	-	2 / 2
2. (防ぐ)一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み				
■水防活動の強化 に関する事項	34	水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施	・コロナ禍において、訓練の開催が困難となっている。	11 / 11
	35	水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	-	8 / 8
	36	関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む)	・コロナ禍において、訓練の開催が困難となっている。	12 / 12
	37	浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備(自家 発電装置等の耐水化など)	-	5 / 6
■水防活動支援のための情報 公開、情報共有に関する事項	38	重要水防箇所の情報共有と関係市等との共同点検の実施	-	11 / 11
■防災気象情報の改善 に関する事項	39	メッシュ情報の充実(さまざまな地理情報との重ね合わせ等)・利 用の促進	-	1 / 1
	40	警報等における危険度を色分け表示(分かりやすい表示)	-	1 / 1
■危機管理型ハード対策 に関する事項	41	堤防天端の保護	-	1 / 1
	42	裏法尻の補強	・予算を確保して実施	0 / 1
3. (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする水害に強い都市の再構築のための取り組み				
■排水活動及び施設運用の 強化に関する取組事項	43	大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車 の設置箇所等、排水に関する検討	・ノウハウ(専門的な知見、技術)が不足 ・必要はあるが、予算が不足	4 / 9
	44	排水に関する訓練の実施	・ノウハウ(専門的な知見、技術)が不足 ・単独では進捗できない内容であり、他機関との調整が必要	4 / 9
	45	排水設備の耐水性の強化	・必要はあるが、予算が不足	5 / 7
	46	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	-	1 / 3

令和4年度までの大和川下流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針内容

実施状況

大和川下流部は著しい天井川であり、右岸側の堤防が決壊した場合の氾濫域は広範囲に拡散する。また、左岸側は貯留型の氾濫形態となり、浸水深が大きいといった特徴がある。氾濫域には人口・資産が集積し、一度堤防が決壊すると大都市部が広範囲に浸水し、甚大な社会経済被害を及ぼす等、水害リスクが極めて大きい。

近畿最大の大阪都市圏に拡散する大和川下流部の大規模水害に対して、「迅速、的確かつ主体的な広域避難」と「水害に強い都市への再構築」を目指して取組を推進してきた。

全ての市町で実施済の取組項目

- ・避難指示等の発令基準の設定・周知
- ・避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新
- ・ハザードマップの策定・公表
- ・避難行動のためのリアルタイム情報発信
- ・水防活動の強化に関する事項
- ・防災教育や防災知識の普及に関する事項

一部の市町で実施が遅れている取組項目（50%の市町村で達成）

- ・まるごとまちごとハザードマップの整備・更新・周知（訓練への活用）
- ・排水設備の耐水性の強化
- ・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備（自家発電装置等の耐水化など）

進捗が遅れている項目

- ・多機関連携型タイムラインの拡充
- ・広域避難に向けた調整及び検討
- ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
- ・要配慮者利用施設の避難計画作成の促進及び避難訓練の促進支援
- ・重要施設の浸水被害防止・軽減、排水活動及び施設運用の強化に関する事項

令和5年3月の担当者会議で以下のような質疑があり、多機関連携タイムラインは市町毎に作成し、大和川河川事務所の多機関連携型タイムライン＝流域タイムラインとして扱うこととなった。

大阪府（質問）：大和川や淀川等の協議会のとりまとめの際に、各協議会で多機関連携型タイムラインの捉え方が異なる部分があり、実施できていると回答してよいか悩む。

事務局（回答）：淀川等の協議会の実施状況の調整で、大和川と多機関連携型タイムラインの解釈を一致させておかないと説明しづらいということを確認した。

【会議後の確認】

氾濫原が重複する他河川の協議会では、市町毎に鉄道事業者や要配慮者利用施設等と連携したタイムラインが作成出来た時点で実施完了としている。そのため、進捗管理について、流域タイムラインの完成をもって、各市町の「多機関連携型タイムラインの拡充」を実施済み「 」とすることは控えることとなった。

各タイムラインの定義例

タイムライン	領域	目的	法定計画（作成主体）
流域タイムライン	流域	流域単位の市区町村を対象として、河川事務所等の防災行動を確認	国土交通省防災業務計画等（地方整備局等、事務所等）
多機関連携タイムライン	各機関	地下街の浸水対策や高齢者の円滑な避難等の多様な防災行動や関係機関の連携を明確化	事業継続計画等（交通、ライフライン等各機関）
市区町村タイムライン	市区町村	市区町村が自ら発令する避難情報などのタイミングの明確化	地域防災計画（市区町村）
コミュニティタイムライン	地区	自治会や自主防災組織などの行動の明確化	地区防災計画（自治会、自主防災組織）
マイ・タイムライン	個人、事業者等	個人や事業者等の行動の明確化	避難確保計画（要配慮者利用施設） 個別避難計画（要配慮者）

大阪府等の氾濫原が重複する淀川水系では、沿川市町毎に鉄道事業者や要配慮者利用施設等と連携したタイムラインを作成した段階で多機関連携型タイムラインの完成と扱っている。流域タイムラインでは大和川河川事務所の基準・行動を軸に関連する機関の行動を整理しているため、大和川河川事務所の多機関連携型タイムライン＝流域タイムラインと扱う。

令和4年度の国土交通省における主な取組状況

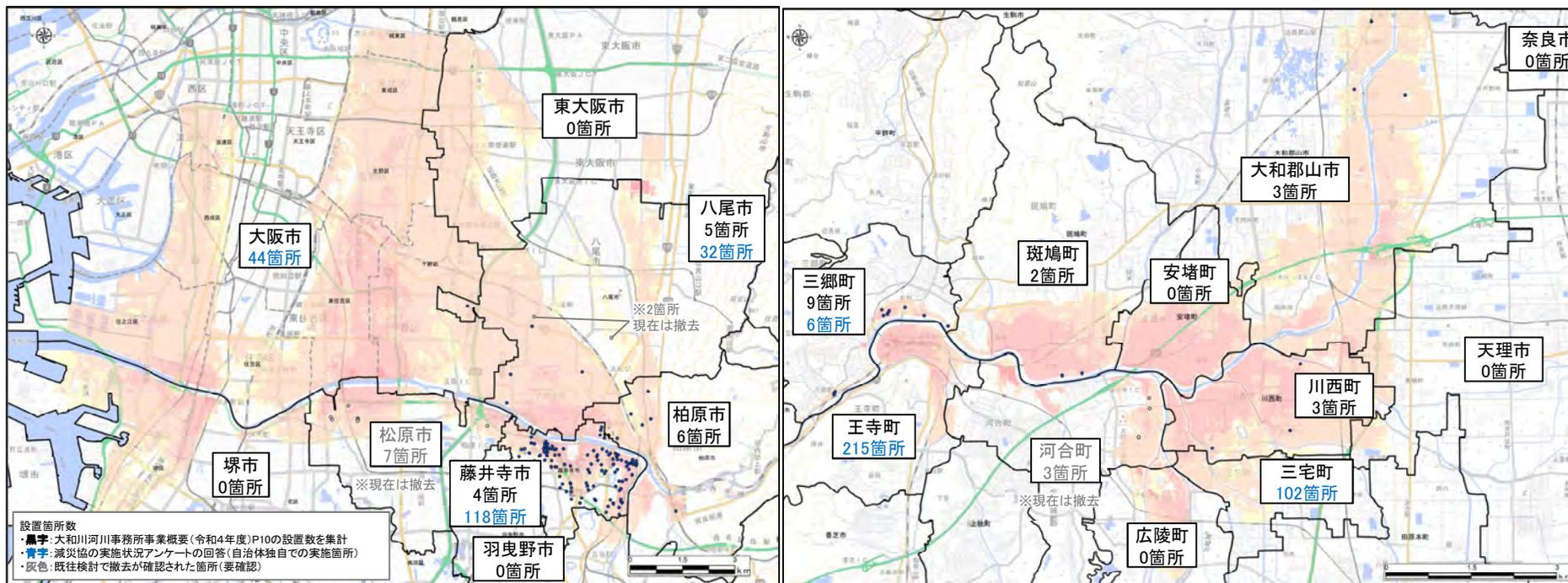
-
- ① まるごとまちごとハザードマップの整備支援
 - ② Twitterによる「昭和57年8月洪水から40年」の情報発信
 - ③ マイ・タイムラインの講習会支援
 - ④ 要配慮者利用施設の訓練支援の実施
 - ⑤ 流域タイムラインの作成
 - ⑥ 排水作業準備計画の更新
 - ⑦ 下高野橋付近のパラペット施工について

①まるごとまちごとハザードマップの整備支援(実施状況調査 調査概要)

- 大和川沿川自治体では、まるごとまちごとハザードマップの取組を実施しているが、一部、未実施の自治体がある。
- 今後、未実施の自治体が取組を実施する際の参考となるように、未実施自治体への課題確認や実施自治体への先進事例把握等のためのアンケートを実施した。

まるごとまちごとハザードマップアンケート調査概要

		アンケート概要
実施時期	令和4年11月4日～11月25日	
対象機関	大和川流域沿川19自治体(未実施自治体:13、実施自治体:6)	
質問例	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ・まるごとまちごとハザードマップの取組の認知状況 ・実施していない理由・経緯(①事業の中身・位置付けの理解不足、②費用対効果が不明、③住民の設置に対する抵抗感、④現場サイドの意向ではなく上層部判断による意思決定 等) ・今後のまるごとまちごとハザードマップの実施意向、・実施しやすくなる条件(国等からの指示、費用負担、相談窓口等)
	市町独自実施	<ul style="list-style-type: none"> ・まるごとまちごとハザードマップの基本計画(整備の考え方等)の有無、・実施した理由・経緯、・取組実施時の庁内での議論・課題 ・設置場所の選定基準、・対象洪水(想定最大規模等の想定、実績浸水深)、・検討時の工夫点、・標識設置後の利活用の状況 等



まるごとまちごとハザードマップ実施状況(アンケート依頼時の整理)

浸水範囲は、国管理区間からの氾濫を表示

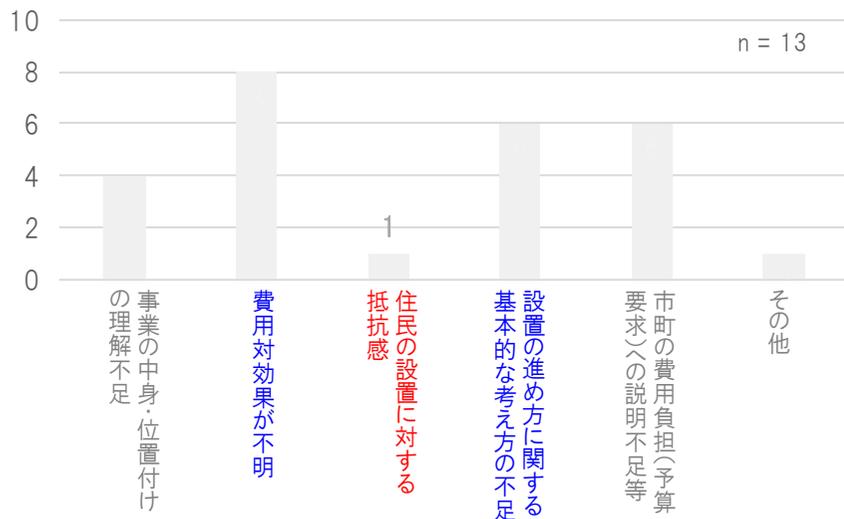
①まるごとまちごとハザードマップの整備支援(実施状況調査 調査結果)

今後、未実施の自治体が取組を実施する際の参考となるように、大和川流域の自治体を対象に、R4.11にまるごとまちごとハザードマップの実施状況に関するアンケート調査を実施した。

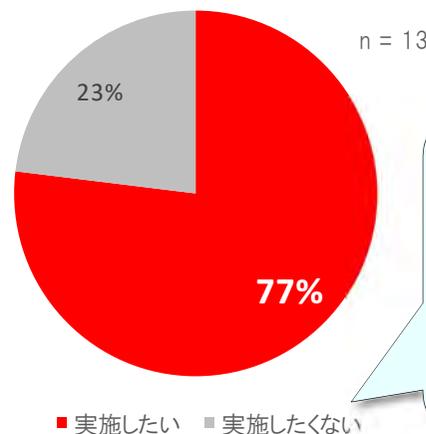
■調査結果概要

- これまで、実施していない理由・経緯としては、「費用対効果が不明」、「設置の進め方に関する基本的な考え方の不足」が多い。一方で、「住民の設置に対する抵抗感」を挙げている自治体はほとんど無い。
- 今後、「実施したい」と考えている自治体は77%であった。
- 今後、「実施したくない」と考えている自治体は、23%で、理由としては、「費用対効果が不明」、「優先順位が低い」等が挙げられている。
- 実施したい理由と実施したくない理由で「住民からの要望(自治会や地域からの希望があれば実施)」とあり、**住民の要望が大きく影響**している。

まるごとまちごとハザードマップを実施していない理由・経緯について、あてはまるものを選択してください(複数回答)。



今後、まるごとまちごとハザードマップを実施したいと思いますか。



- 費用対効果が不明である(3)
- 優先順位が低い(3)
- 追加で予算を確保するには現在示されている効果では説得力が弱い
- 設置の進め方、設置場所の選定等の基本的な考え方が不足
- 維持管理含め人的コストに見合わない
- 実施内容が決まっていない
- 自治会や地域からの希望があれば実施
- 洪水、高潮に加え、津波被害も想定されており、標示が複雑になることへの懸念

- 実生活でその地点の浸水情報を直接目で見て知ることができ、日頃から周知・防災意識向上が可能(4)
- 直近の避難所情報も記載されていることで、早めの避難行動につなげることが可能
- 水害等の被災率が高い
- 住民等からの要望があるため

未実施自治体の参考となるように『取組効果や費用例、検討例』をとりまとめた資料を作成

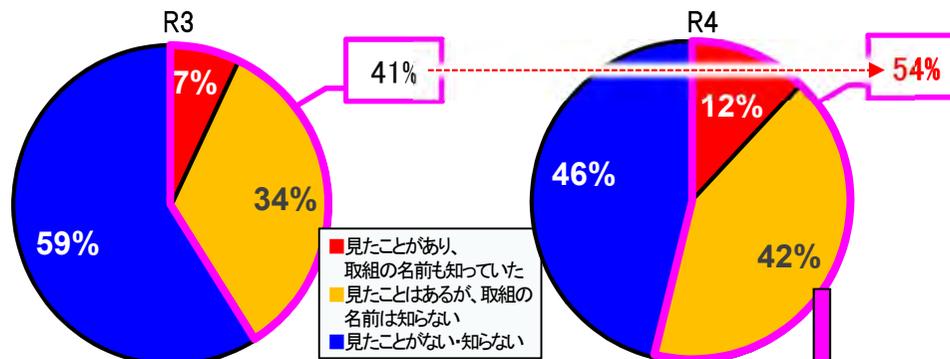
①まるごとまちごとハザードマップの整備支援(効果検証)

- 藤井寺市では、令和3年度に市内掲示板80箇所及び市内19地区38箇所にまるごとまちごとハザードマップを設定した。
- 洪水ハザードマップは確認後に破棄・紛失される可能性があるが、まるごとまちごとハザードマップは一度設置されると標識は設置後に破損等が無い限り設置されたままになっており、継続的に浸水リスクを伝える。
- 令和3年度のアンケート調査では、41%の方がまるごとまちごとハザードマップを「見たことある」と回答していたが、令和4年度の調査では、54%まで認知度が上がっており、水害リスクの周知に期待できる。
- また、まるごとまちごとハザードマップを見たことで「ハザードマップを確認した(14/54人)」や「避難所・避難場所を調べた(19/54人)」のように、行動等に変化があった人が一定数存在することも明らかとなった。

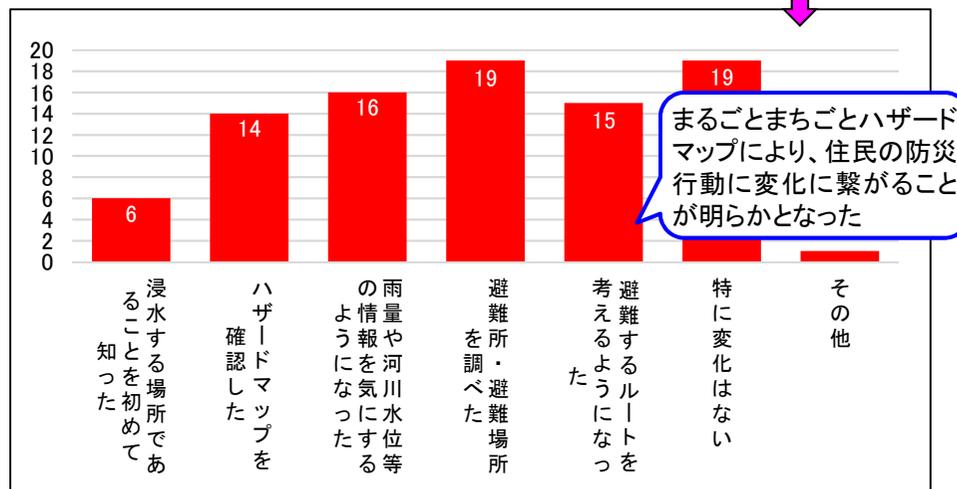
アンケート概要	
対象	藤井寺市(浸水想定区域内にお住まいの方)
サンプル	100サンプル(信頼度95%、精度10%)
調査方法	・Webアンケート (ポイント等の恩恵があり、防災に興味がない人も回答するため、防災意識の高い住民の回答が多い等の偏りがなく集計ができる)
実施時期	令和5年2月22日～2月24日
質問例	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊すると思うか。 ・洪水ハザードマップを知っているか。保管しているか。 ・まるごとまちごとハザードマップ(浸水深の標識)を知っているか。 ・まるごとまちごとハザードマップを見て行動に変化はあったか。 等



「まるごとまちごとハザードマップ」をご存知ですか(n=100)。



「まるごとまちごとハザードマップ」を見たことで何か行動等に変化はありましたか。



①まるごとまちごとハザードマップの整備支援(設置費用事例整理)

- 標識作成の費用については、まるごとまちごとハザードマップを実施している大和川流域の自治体の事例を基に整理すると、一枚当たり約5,000円～20,000円程度である。

標識作成の費用は…

- 標識作成の費用については、まるごとまちごとハザードマップの標識を設置している大和川流域の自治体の事例では、一枚当たり、約5000円～約20,000円程度である。

防災・安全交付金について

「防災・安全交付金」制度は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組を集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設された制度であり、**まるごとまちごとハザードマップの実施に適用が可能。**

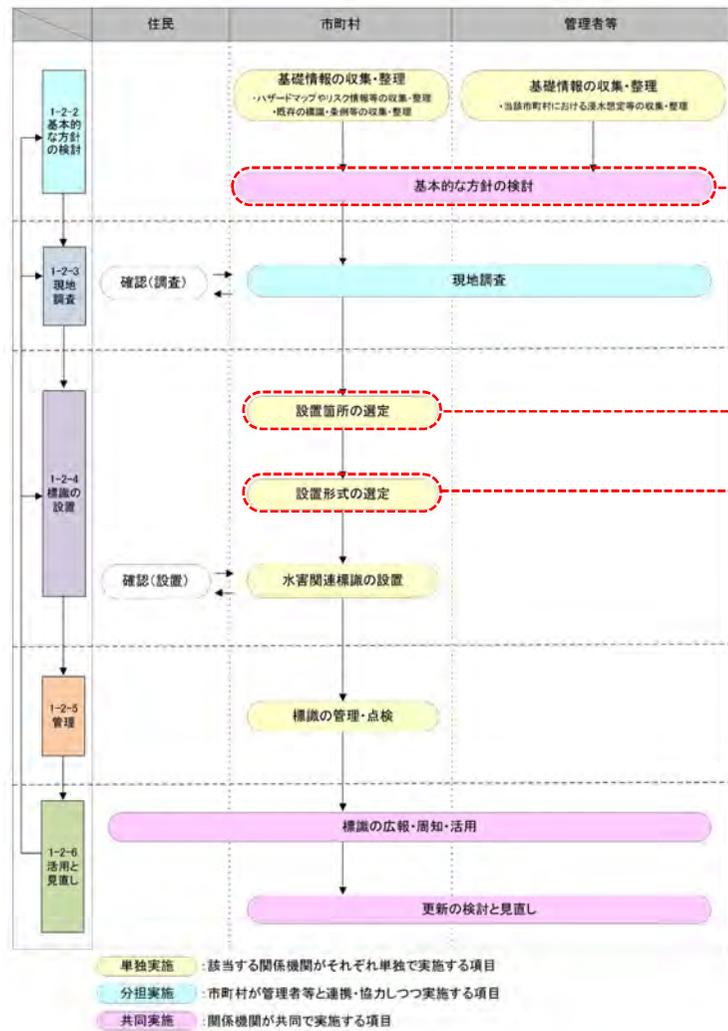
防災・安全交付金



出典：まるごとまちごとハザードマップ～取組事例集～

①まるごとまちごとハザードマップの整備支援(基本的な検討の流れの整理)

- まるごとまちごとハザードマップ実施の手引きの検討の流れを参考に、基本的な考え方や設置検討の進め方の参考となるように資料をとりまとめた。



基本的な方針の検討

(1)対象範囲、(2)対象とする水害とその規模
 ・想定最大規模の浸水想定区域内の地区を対象範囲として検討する。
 (3)配置計画
 ・標識設置にあたっては、標識が認識されやすい場所を配慮して設定する必要がある。
 ・標識設置の許可取得等も考慮し、庁舎や小中学校等を中心に浸水区域内の施設を整理した。
 庁舎・小中学校に加え、公民館や図書館などの施設を対象として整理(近隣町HPの施設案内を参考に整理)

設置箇所の選定(現地踏査)

設置形式の選定(標識デザイン案の検討)

自治体の要望を踏まえて、標識の内容及びデザインを決定する。

<p>① 浸水深2.0m未満</p> <p>デザイン案</p>	<p>② 浸水深2.0m以上 想定浸水深の高さに浸水深を表示物の設置が可能</p> <p>デザイン案</p>	<p>③ 浸水深2.0m以上で浸水深を表示物の設置が困難な場合や設置しても視認性が悪い場合(写真で浸水イメージ表示)</p> <p>デザイン案</p>	<p>④ 浸水深2.0m以上で浸水深を表示物の設置が困難な場合や設置しても視認性が悪い場合(写真で浸水イメージ表示)</p> <p>デザイン案</p>
---------------------------------	--	---	---

まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き(P5 実施フロー詳細図)

基本的な考え方や設置検討の進め方案

②Twitterによる「昭和57年8月洪水から40年」の情報発信

- 昭和57年8月洪水から40年という節目の年であることから、昭和57年8月洪水の被災記録や防災に関する情報大和川流域の住民に広く周知するために、Twitterによる情報発信を実施した。
- 投稿は7月～9月の全10回実施し、現在も大和川河川事務所のHPから投稿にアクセスできる。



昭和57年8月洪水の被害状況と現在の比較動画（左：現在、右：昭和57年当時）



昭和57年8月洪水の社会的な影響



治水事業の紹介



No	投稿日	内容	動画再生回数 2023/2/9時点
①	2022年7月15日	昭和57年8月洪水の被災状況写真（動画あり）	622
②	2022年7月22日	〃	413
③	2022年7月27日	〃	438
④	2022年7月29日	昭和57年8月洪水における家屋被害状況（動画あり）	323
⑤	2022年8月4日	昭和57年8月洪水における社会的影響（動画あり）	595
⑥	2022年8月10日	昭和57年8月洪水の気象情報	—
⑦	2022年8月26日	平成29年10月台風21号洪水の気象情報	—
⑧	2022年8月31日	復旧事業(激特事業)	—
⑨	2022年9月6日	治水事業の紹介(藤井掘削、遊水地事業)（動画あり）	316
⑩	2022年9月12日	ソフト対策(まるまち)の紹介（動画あり）	294

③マイ・タイムラインの講習会支援(藤井寺市)

- 大和川流域におけるマイ・タイムラインの作成促進を図るため、藤井寺市における8自治会の会員を対象に講習会を実施した。

■開催概要

- 日時: 令和4年11月6日(日) 14:00~15:00
- 場所: 藤井寺市市役所3階会議室
- 内容: 逃げキッドを活用したマイ・タイムライン作成のポイント
- 対象: 自治会員等(26名)

■参加者の様子

- 自宅の浸水深や浸水継続時間をハザードマップから調べ、参加者同士で地域の水害危険性を確認していただいた。
- 警戒レベル3(高齢者等避難)、警戒レベル4(避難指示)が発令されるタイミングを知り、『逃げキッド』を活用しながら、参加者全員がマイ・タイムラインを作成することができた。

■講習会の様子



＜市の取り組み説明(岡田市長)＞



＜講習会の目的説明(国交省)＞



＜マイ・タイムラインの説明＞



＜参加者による検討の様子＞



＜LINEアプリの説明(藤井寺市)＞



↑
＜マイ・タイムライン動画＞

＜講習会資料＞

③マイ・タイムラインの講習会支援(藤井寺市:川北地区)

令和4年11月6日に実施した藤井寺市マイ・タイムライン作成講習会の実施後、水害危険性が高い川北地区からのマイ・タイムライン作成の支援要望を受け、地域住民の避難力向上を目的として実施した。

■開催概要

- 日時: 令和5年2月26日(日) 10:00~12:00
- 場所: 藤井寺市市役所3階会議室
- 内容: 逃げキッドを活用したマイ・タイムライン作成
及び府立藤井寺支援学校までの避難訓練
- 対象: 川北地区住民(24名)

■参加者の様子

- 自宅の浸水深や浸水継続時間をハザードマップから調べ、参加者同士で地域の水害危険性を確認し、警戒レベル3(高齢者等避難)、警戒レベル4(避難指示)が発令されるタイミングを知り、『逃げキッド』を活用しながら、参加者全員がマイ・タイムラインを作成した。
- 藤井寺支援学校までの避難経路の安全性を確認しながら移動し、体育館2階に避難した場合の市役所の避難所対応などの説明を受け、避難行動をイメージすることができた。

■講習会の様子



<岡田市長より市の取組の説明>



<国土交通省より大和川の説明>



<説明動画の視聴>



<マイ・タイムラインの作成>



<水害危険性の確認>



<参加者同士で内容を比較>



川北地区会館から避難経路を確認しながら移動



府立藤井寺支援学校へ到着(避難者の受付)



体育館の2階へ移動



藤井寺市より避難所に関する対応などの説明

④要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練実施支援(八尾市)

- 大和川流域における要配慮者利用施設の避難訓練の促進を図るため、八尾市における特別養護老人ホームの施設長を対象とした講習会を実施した。

■開催概要

- 日時: 令和4年12月8日(木)10:00~11:00
- 場所: 八尾市市役所西館401号室
- 内容: 避難確保計画に基づく避難訓練実施のポイント
- 対象: 特別養護老人ホーム施設長(15名)
八尾市職員(6名)

■講習会の内容

- 大和川流域の水害特性、警戒レベルなどの説明
- 過去の水害における被災事例と好事例
- 避難先の線路上における留意点
- 避難開始のタイミングの考え方
- 避難訓練の種類、実施方法及び留意点

■講習会資料の概要



■講習会の様子



■参加者からの意見

- 【質問】施設では子育て中の母親の職員もあり、施設利用者の避難も重要だが、学校の子供の避難もあり両方を考慮する必要。組織毎で縦割りになっているのではないかと不安。
- 【回答】河川管理者でも、組織の中のタイムラインをまず作るが、横のつながりも考えていかないといけない。現在、大和川流域タイムラインを作っていますが、まず、自分たちがどういう行動をするのかまとめないと話を前に進められない。横のつながりに広げていくためにも、自分たちの施設の中の行動をまず決めてもらうことが重要。

<大和川流域の概要、警戒レベルの説明>

<避難訓練の概要説明>

■避難訓練の促進に向けての今後の取組

- 要配慮者利用施設の避難訓練実施の促進を図るために、八尾市にて実施した講習会の様子を動画にとりまとめる予定です。
- 施設管理者の訓練時の参考とすることや市町の担当者が訓練支援の参考とすることを想定しています。



講習会の説明動画(約30分)



活用イメージ

④ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練実施支援((株)日本介護医療センター)

- 要配慮者利用施設（東住吉区3施設、住之江区1施設、住吉区1施設、平野区1施設）からの避難確保計画及び避難訓練に関する出前講座の要望を受け、避難確保計画及び避難訓練のポイントなどに関する講習会を実施した。

■開催概要

- 日時: 令和5年2月21日(木) 14:00~14:40
- 場所: さくらんぼ医療ビル4階
- 内容: 避難確保計画に基づく避難訓練実施のポイント
- 対象: 介護施設関係者(33名)

■講習会の内容

- 大和川流域の水害特性、警戒レベルなどの説明
- 過去の水害における被災事例と好事例
- 避難先の線的における留意点
- 避難開始のタイミングの考え方
- 避難訓練の種類、実施方法及び留意点

■避難訓練のポイント

STEP I : 職員だけで実施できる訓練

① 情報収集・情報伝達訓練

■ 避難のタイミングの確認

(1) 防災気象情報の入手
※市町ホームページの確認
※防災メールの登録

(2) 管理者等への報告

(3) 関係者との情報共有 など

川の水位がキケンです

施設の休館を覚えてください
避難のための準備をお願いします

<施設管理者への情報伝達>

② 避難経路等の確認訓練

(1) 避難先や避難経路の安全性確認

(2) 移動時間の確認

<避難経路の確認>

③ 設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練

装備品、備蓄品等の確認

① 避難に必要なエレベーターや階段、スロープ、階段昇降機の点検やストレッチャーや担架等の確認

② 食糧等の備蓄品、持ち出し品の数量等を確認

<持ち出し品の確認>

STEP II : 職員と施設利用者等による移動を伴う訓練

④ 立退き避難訓練 または **⑤ 屋内安全確保訓練**

(1) 避難先候補の選定、調整

(2) 移動経路・移動手段の決定

(3) 避難開始の館内放送

(4) 利用者の状況確認、保護者等への連絡

(5) 施設内の移動、車両等への乗り込み

(6) 避難先への移動(移動時の支援)

(7) 避難先における利用者の支援 など

<避難車両への利用者の誘導>

松原市での実施例 https://www.city.matsuyama.lg.jp/sosaku/03/03_0008.html

<保護者への連絡>

<施設の上層階への移動>

STEP III : 職員だけで議論する訓練 **⑥ 図上訓練(振り返り)**

(1) イメージ訓練
夜間等における利用者の安全を確保するために必要な行動を整理

(2) タイムラインの作成
イメージ訓練の結果を時系列の行動計画として整理

<図上訓練イメージ>



<会場の様子>



<国土交通省職員による説明>

■参加者からの意見

- 【参加施設】講習会を踏まえ、各施設で訓練を実施していきたいと考えているが、支援をしていただけるのか。
- 【回答】国土交通省としては、訓練についても支援していきたいと考えている。
- 【参加施設】すべての施設でいきなり訓練ということは難しいと考えているため、代表施設における訓練支援をしていただき、訓練状況を見学したり、取組を進めていきたいので、今後とも支援をお願いします。

④要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練実施支援(施設による訓練事例の紹介)

実施施設:大阪府八尾市あぶり志紀(サービス付き高齢者向き住宅)及び系列施設3施設と連携して実施

実施日時:令和5年3月28日(火)9時~15時

参加者:各施設の利用者(約150名)、従業員(約40名)

訓練概要:介護施設におけるBCPの必要性を踏まえ、専門家の助言を得ながら、毎年の消防訓練とは別に避難訓練を年2回実施

- ①体制構築訓練:人員体制を整え被災時の必要物品を移動、各事業所の対策本部の役割と総本部の役割を明確化
- ②避難誘導訓練:入居者様の状況に応じた避難方法で、上階へ誘導し生活維持できる環境を構築
- ③情報収集伝達訓練:気象・災害規模予測を把握しながら、各担当の状況を対策本部に報告・指示受けの伝達を実施
- ④生活維持訓練:食事、飲水、就寝環境確保、ゴミ問題など最低限必要な生活環境を考えながら確保
- ⑤ケア方法確認訓練:様々なインフラ環境に基づき、排泄介助や清拭、医療的ケアの方法を物品共に確認

ポイント

訓練目標の設定 ⇒目標①:前回訓練を踏まえ、総本部と各施設の対策本部の役割を明確化

目標②:各担当者の情報収集力と共有方法を訓練の中で考え、行動(工夫)

目標③:利用者の生活維持の確保するため、訓練の中で考え、行動(工夫)

訓練後の振り返り:実際はどうだった?なぜそうなった?次はどう改善すべきか?について、訓練終了後の反省会において、各施設及び従業員個人で積極的に振り返り、共有し、次回の訓練内容へ反映



<訓練開始時の情報共有>



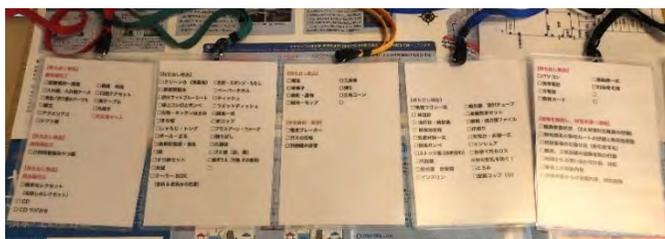
<総本部と各施設の対策本部との情報共有>



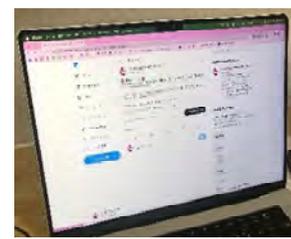
<利用者の状況共有(各階)>



<各担当(班)の情報共有>



<各担当者の役割分担(ネックストラップカード形式)>



<SNSによる情報共有>



<ゴミの分別対応>

⑤ 流域タイムラインの作成

⑤ 流域タイムラインの作成 流域タイムラインの作成背景(1/2)

- 国土交通省防災業務計画を見直し（令和3年10月）、避難情報に着目したタイムラインを流域タイムラインに見直すこととした。
- 流域タイムラインとは、流域単位の市区町村を対象として、河川事務所等の防災行動を確認するためのもの。（これまで活用してきた避難情報着目型タイムラインは、市区町村タイムラインの作成の参考になることを留意。）

【機密性1】
2022.3.17_河川環境課_水害対応タイムライン_5年
国水環保第20号
令和4年3月17日

河川保全企画室一発先

近畿地方整備局 河川部長 様

水管理・国土保全局 河川環境課長
(公印省略)

水害対応タイムラインの今後の進め方について

洪水、高潮等によって生じる被害を最小限にするためには、市区町村長による避難情報の適切な発令をはじめ、関係機関が適時的確な防災行動を判断・実施する必要があります。

そのためには、河川の氾濫や高潮の発生を前提に、河川管理を担う国等の事務所（以下、「河川事務所等」という。）と市区町村等が連携して、災害時の状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、基本的な防災行動とその実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」の作成・活用が有効である。

令和3年5月には災害対策基本法が見直され、避難勧告・避難指示が一本化されることになったほか、令和3年10月には国土交通省防災業務計画を見直し、避難情報に着目したタイムラインを流域タイムラインに見直すこととしたこととされている。これらを踏まえ、今後、下記の取組を推進するようお願いする。

記

1. 水害対応タイムラインの位置付け・構成等

災害対策基本法に基づき、国土交通省や各地方整備局等においては防災業務計画を、地方公共団体においては地域防災計画を策定し、災害時の行動について定めることとなっており、水害対応タイムラインについてもこれら計画と整合し、また、これら計画に定められた基本的な防災行動を時系列で整理したものである必要がある。

このため、水害対応タイムラインについては、実施主体毎に自らの基本的な防災行動を確認できるものとし、河川事務所等の行動を中心に整理する流域単位のタイムライン（流域タイムライン）と、市区町村の行動を中心に整理する市区町村単位のタイムライン（市区町村タイムライン）のほか、マイ・タイムラインなどの世帯や地区毎に任意で作成されるタイムラインなどが、階層的かつ相互に連携し、作成・

【機密性1】
2022.3.17_河川環境課_水害対応タイムライン_5年

河川保全企画室一発先

活用されることが重要である。

これらの各タイムラインにおける実施主体毎の行動の認識共有の場として、大規模氾濫減災協議会やその部会等を活用することを想定している。ただし、これ以外に既存の協議の場がある場合はこれに限らない。

既に多機関連携型タイムラインが作成されている場合は、これらが前述のいずれに該当するのかが確認した上で、これまでの経緯等を尊重しつつ活用、改善に努めることとする。

2. 作成・運用する水害対応タイムライン

①流域タイムライン

- 同一の洪水予報の予報区域や、最も重視する水位観測所が同一であるなど、流域単位の市区町村を対象として、河川事務所等の防災行動を確認するための「流域タイムライン」を市区町村等の関係機関と連携して作成・運用する。
- この際、大規模氾濫減災協議会等を活用して市区町村タイムラインとの整合を図ることとする。なお、これまで活用してきた避難情報(勧告)着目型タイムラインは、市区町村タイムラインの作成の参考になることに留意する。

②多機関連携型タイムライン

- 地下街の浸水対策や高齢者の円滑な避難など、河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象として、多くの関係機関が連携して作成・運用する。

①については、河川事務所等が管理する河川の流域を対象に見直しを進め、②については、河川等の特徴を踏まえ、関係機関との連携が可能となった地域を対象に作成等を行うこと。また、気象警報や洪水予報（洪水予報河川）、水位到達情報（水位周知河川等）を行動の基本とするほか、近傍の観測水位や洪水の危険度分布などの活用についても検討することが好ましい。

3. 水害対応タイムラインの活用等

作成した水害対応タイムラインについては、毎年、出水期前を基本として市区町村等の関係機関とともに確認を行うとともに、洪水等の対応に関する演習・訓練等の際にも活用すること。また、災害対応やその振り返り、演習・訓練等の際に明らかとなった課題を踏まえて、随時、見直し等を行うこと。

また、これまで実施してきたホットラインのほか、数日前から前日までなどに行うWEB会議ツールによる危機感共有の場などにおいて、気象警報や洪水予報等について効果的・効率的に伝えるよう努めること。

⑤ 流域タイムラインの作成 流域タイムラインの作成背景(2/2)

- **規定すべき事項等のうち【必須】かつ【基本】の項目を軸に、令和4年度中の完成を目標として実施すること。**
- **作成後も、引き続き関係者と調整し随時見直しを実施。大規模氾濫減災協議会等にて議論し、認識を共有。**

河川保全企画室一宛先
2022.3.17_河川環境課_事務連絡_1年
【機密性1】
事務連絡
令和4年3月17日

北海道開発局 建設部 河川管理課 河川情報管理官 様
各地方整備局 河川部 水災害予報センター長 様
水災害対策センター長 様

水管理・国土保全局 河川環境課
河川保全企画室 企画専門官

流域タイムラインの作成・活用の推進について

今般、「水害対応タイムラインの今後の進め方について」（令和4年3月17日付国水環保第20号河川環境課長通知）において、河川事務所等の基本的な防災行動を中心に整理する流域タイムラインの作成・活用に取り組む旨、通知したところである。これに関連し、下記のとおり流域タイムラインの作成・活用の考え方を整理したので、これを踏まえて対応されたい。

記

1. 法定計画との関係
災害対策基本法第36条第1項の規定により定められた国土交通省防災業務計画（令和3年10月）により、「避難情報に着目した水害対応タイムラインを複数の市区町村を対象とした流域タイムラインに見直す」こととした。 今後は、各地方整備局等の防災業務計画において、各水系毎の流域タイムラインの作成・見直しの状況（作成年月、最終更新年月等）を記載することを想定している。

また、河川・気象情報の提供や、これを受けた市区町村による避難情報の発令あるいは個別の地域・地区の住民避難につなげるため、流域タイムラインと市区町村タイムライン、マイ・タイムラインなどの世帯や地区毎に作成されるタイムラインなどが、階層的かつ相互に連携し、作成・活用されることが重要である。

なお、流域タイムライン以外の各タイムラインについても、市区町村の地域防災計画、地区毎の地区防災計画、企業の業務継続計画など主体毎の計画に定める災害時の行動との整合をとることが実効性のあるタイムラインとするために重要である。

2. 定義等
流域タイムラインは、河川事務所等が、その管理する河川の流域を対象に、河川・気象情報をもとに発表する洪水予報など、自らの基本的な防災行動を時系列で確認するとともに、災害後の振り返りに用いることを目的とするものである。

河川保全企画室一宛先
2022.3.17_河川環境課_事務連絡_1年
【機密性1】

3. 作成について
流域タイムラインの作成にあたっては、別紙1に示す規定すべき事項等のうち【必須】かつ【基本】の項目を軸に、地域の特性等に応じて、条件を満たす場合に必須とする項目を適宜記載する。流域タイムライン作成例は別紙2のとおりであり、これを参考としつつ実情に応じて作成すること。

また、【必須】かつ【基本】をもとに作成した後も、引き続き関係者との調整を進め、【推奨】とした事項等の記載について検討していくことが重要である。実効性のあるタイムラインとするため、別紙1に記載されていない事項等も含め、随時必要な行動等を記載するべきである。

一方で、「基本的な防災行動」としているのは、記載事項が膨大になるとかえって活用が困難となる場合があることに留意が必要である。

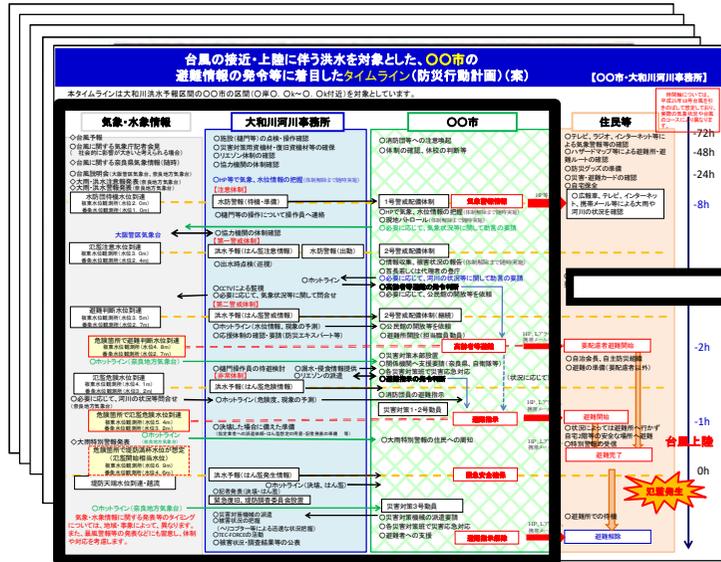
4. 活用や見直しについて
作成した流域タイムラインについては、毎年、出水期前を基本として市区町村等の関係機関と確認を行うとともに、洪水等の対応に関する演習・訓練等の際に活用することで、常に関係する職員が流域タイムラインの内容を把握できる環境におき、確認された課題については、その課題に関する関係者と認識共有をしつつ随時見直しをすること。

また、災害時に活用するとともに、災害後の振り返りや見直しを行うものとし、各タイムラインの主体毎の行動との整合及び認識共有を図ることとする。その際、市区町村等の関係機関との認識共有が重要であるため、大規模氾濫減災協議会等にて議論し、認識を共有する。

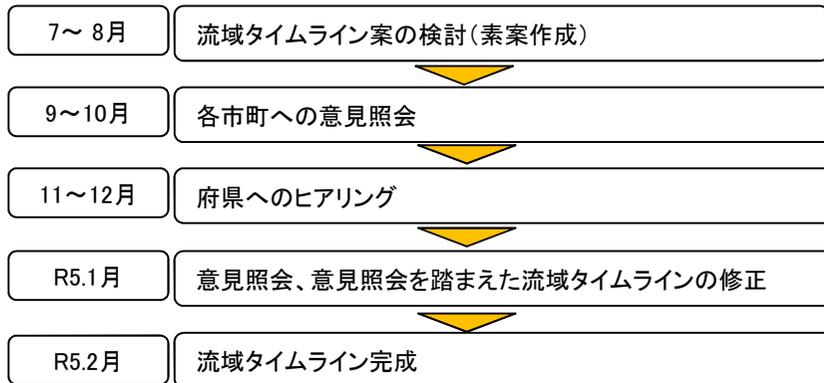
5. 作成時期
同の河川事務所等においては、令和4年度中に作成を完了し、令和5年度出水期からの運用を目標とする。 また、作成後も作成等の考え方を踏まえて、不測の改善に努めることとする。

⑤ 流域タイムラインの作成 流域タイムライン作成概要

- 大和川流域では、沿川市町の避難情報の発令等に着目したタイムラインを基に、国交省、気象台、府県、市町等の関係機関の行動を横並びにしたタイムラインを作成した。



各市町の避難情報の発令等に着目したタイムライン



検討スケジュール

河川水位	状況	関係先	河川事務所	A級	B市	C市	手続書作成済みのA・B・C市	任意先
3日以前	2日以前	国交省(国土交通省) 気象庁(気象庁) 府県(府県) 関係機関(関係機関)	河川事務所(河川事務所)				関係機関(関係機関)	
1日以前	72時間前	国交省(国土交通省) 気象庁(気象庁) 府県(府県) 関係機関(関係機関)	河川事務所(河川事務所)				関係機関(関係機関)	
72時間前	48時間前	国交省(国土交通省) 気象庁(気象庁) 府県(府県) 関係機関(関係機関)	河川事務所(河川事務所)				関係機関(関係機関)	
48時間前	24時間前	国交省(国土交通省) 気象庁(気象庁) 府県(府県) 関係機関(関係機関)	河川事務所(河川事務所)				関係機関(関係機関)	
24時間前	8時間前	国交省(国土交通省) 気象庁(気象庁) 府県(府県) 関係機関(関係機関)	河川事務所(河川事務所)				関係機関(関係機関)	
8時間前	2時間前	国交省(国土交通省) 気象庁(気象庁) 府県(府県) 関係機関(関係機関)	河川事務所(河川事務所)				関係機関(関係機関)	
2時間前	0時間	国交省(国土交通省) 気象庁(気象庁) 府県(府県) 関係機関(関係機関)	河川事務所(河川事務所)				関係機関(関係機関)	
0時間	上陸	国交省(国土交通省) 気象庁(気象庁) 府県(府県) 関係機関(関係機関)	河川事務所(河川事務所)				関係機関(関係機関)	

流域タイムライン(イメージ)

⑥排水作業準備計画の更新

- 『平成27年9月関東・東北豪雨』における対応を受け、浸水が長期間継続する地域において排水ポンプ車等を最大限に活用できるように排水作業準備計画を作成することが必要となっている。大和川河川事務所においても排水作業準備計画を作成している。
- 排水活動時は、堤防天端で活動するため(右図参照)、流域市町と天端道路の通行規制等の調整事項が生じる可能性があるため、排水活動に関わる調整事項について、ヒアリングを実施し、連絡先の更新・追加等を実施した。



排水作業準備計画図

円滑に初動体制を確保するため、ポンプ車配置候補や関係機関との調整事項等を記載した図面

詳細図
排水ポンプ車配置場所記載

広域図
浸水継続時間・調整先記載

機関	部署	電話番号
大阪府	危機管理室防災企画課総務・企画グループ	06-6944-6294
	富田林土木事務所	0721-25-1131
松原市	市長公室危機管理課	072-334-1550
藤井寺市	危機管理室	072-939-1111
大和川河川事務所		072-971-1381
堺出張所		072-227-7160

調整が必要な機関や内容を事前に確認するためにヒアリングを実施

排水作業準備計画図では、現場のイメージがわかりづらいため、3Dモデルで排水ポンプ車や照明車の配置イメージを可視化。



ヒアリング資料(排水活動の3Dイメージ)

■ヒアリングを踏まえた更新内容

- ・組織改編等による組織名や連絡先の更新
- ・兼用道路で排水する場合に土木事務所への連絡が必要であることから、連絡先に管轄の土木事務所を追加

⑦ 下高野橋付近のパラペット施工について

■ 工事区間の整備目的

矢田地区（大和川左岸8.8k付近）は、下高野橋の下流側において堤防高が部分的に低く、治水計画に必要な高さが不足している。当該工事は、堤防高不足箇所を解消し、計画規模の洪水を安全に流下させるため、堤防をかさ上げ整備するものである。

■ 整備内容

堤防のかさ上げ方法は、堤防天端が兼用道路（市道）として利用されていることを踏まえ、土堤ではなくコンクリート構造物による処理とする。

